

市民主体のまちづくり

まち並みからゆとりやうるおいを奪っている大きな要因のひとつは、違反広告物〔註1〕が道路路に大量、無秩序に掲出されていることである。これは、市民意識調査（1993年）でも景観を著しく損なっているものとして指摘されている。この路上にはん遣するピンクチラシや立看板などの違反広告物対策は、福岡市の屋外広告物行政（1972年）のなかでも積年の課題であった。

違反広告物の除去作業は、通常、屋外広告物法により公務員と委託業者に限定されている。市では毎年3,600万円あまりを費やして、違反広告物が集中する幹線道路を中心に除去をおこなってきた。しかし、はがしてもすぐに貼られるいたちこつが続いている。また、生活道路にはん遣する違反広告物まで対応できないのが現状であった。1994年度の除去数は42万枚を上回り、2トントラックで表すと実に455台分に相当する。これは全国的に見ても、東京都、大阪市に次ぐ除去量である。

このようななか、市民の皆さんから自宅周辺の違反広告物を自ら除去したいという声が多く寄せられ、これに応える制度の創設〔註2〕に取り組みこととなったのである。この制度は、モデル地区を指定し、地区の代表者を非常勤特別職の公務員に任命して除去できる権限をもたせ、この代表者を中心として地域住民が除去作業をおこなうことができるものである。

市内のモデル地区の第1号となった大橋地区〔註3〕は、地域の清掃や花いっぱい運動に取り組むなど、住民によるまちづくりを積極的におこなっている地域でもある。月1回の活動も半年余りが過ぎたが、地域ぐるみの追放運動の成果は目をみはるものがあり、違反広告物が激減してきている。この活動が違反者のモラルに訴えた結果であろう。

このほか1995年10月からは、青少年の危害防止のため県警と協力して、少年補導員による風俗関係の広告物を主体とする違反広告物除去活動も進められている。これからモデル地区を各区に増やしていきたいながら、ゆとりとうるおいのあるまち並みをますます育てていきたいと考えている。

住民の手による違反広告物除去の活動

取りもどそう、私たちの美しいまち並み

私たちが住む大橋地区は、1995年8月に「福岡市路上違反広告物追放推進モデル地区」の第1号に指定されました。それを機に商店街が中心となって、毎月1回、違反広告物を撤去する活動を進めています。

それまで西鉄大橋駅周辺は、風俗営業のチラーシヤや不動産関係の立看板が、電柱や街路樹などにとどころかまわす貼り出され、まちの美しさをひどく乱していました。はじめはモデル地区に指定されることで、商店が自ら貼り出している広告を撤去する場面も想定され、ぎくしゃくした状況が生まれるのではないかと心配もしました。しかし、実際に活動を続けてみると、かなりの効果をあげてきていることが感じられます。マスコミにもたびたび取りあげられ、地域住民のなかにも「違反広告物追放！」という意識が浸透してきています。違反広告物の数も確実に減っており、違反者にもこの活動の目的が少しは理解されてきたのではないのでしょうか。

こうした活動を続けていくことで、近い将来、違反広告物が街からなくなる日がくると信じています。また今後は、空き缶のポイ捨てや放置自転車の問題にも取り組んで、美しいまち並みを取りもどしていきたいと思っております。（大橋商店街連盟会長 佐藤久人）

〔註1〕
路上違反広告物

具体的には、次のようなものを指す。●街頭のはり札 ●電柱の無許可ポスター ●歩道橋などに貼り付けられた立看板など

〔註2〕

住民が除去できる制度
福岡市路上違反広告物追放推進モデル地区設置条例（1995年7月1日施行）により決定。全国では、すでに横浜、名古屋、長崎市でおこなわれている。

〔註3〕

大橋地区
ここでは市の副都心である地区大橋1・2・3丁目の約49ヘクタールをいう。除去作業の主体となる大橋商店街連盟は、約450店舗からなる。

LANDSCAPE FUKUOKA



※1
都市景観とは何か？





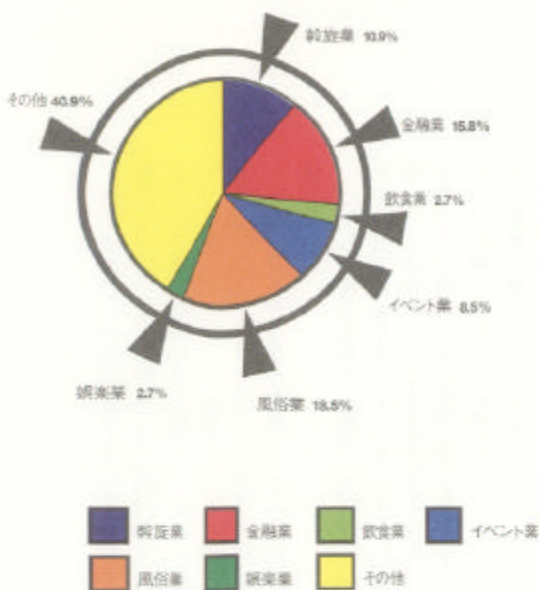
■違反広告物の住民除去活動と区役所による
自転車除去がおこなわれた日のまちなみ



違反広告物と放置自転車におおわれた
高鉄大橋駅西口周辺の歩道

路上違反広告物の内容別掲出状況（1994年1月調査）

■路上違反広告物全体に占める業種別割合



■各通りに占める業種別路上違反広告物の割合

